

議案第 37 号

狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部を改正する条例

狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 23 年 8 月 31 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この
案を提出するものである。